

## 会長候補推薦のお願い

日本膜学会は、平成8年5月17日制定（平成26年8月29日改正）の会長選挙細則に基づき、次期会長を選出する手続きを進めます。ここに会長候補の推薦を会員の皆様にお願ひ致します。

2018年9月

日本膜学会 会長 松山秀人

日本膜学会会則第4章及び会長選挙細則をご参照いただき、同封の会長候補推薦用紙に候補者名1名を記入の上、無記名、厳封し、お手数ですが下記あてご送付ください。

締 切：2018年11月2日（当日消印有効）

宛先・問合せ先：〒113-0033 東京都文京区本郷 5-26-5-702  
日本膜学会事務局 Tel&Fax 03-3825-2818

### 日本膜学会会則(抜粋)

#### 第4章 役員

第17条 本会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 3名  
理事 10名以上15名以内  
監事 2名  
評議員 25名以上35名以内  
顧問 若干名

第18条 会長は会長選挙細則に定めるところにより会員のうちから選出する。その他の役員は役員選任細則に定めるところにより選任し総会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

第19条 役員任期は2年とし再任をさまたげない。但し会長は通算2期までとする。

第20条 会長は本会を代表し会務を総括する。

### 会長選挙細則

第1条 本細則は、日本膜学会会則第17条に基づき、会長選挙（以下、選挙という）の方法の細則を定めるものである。

第2条 選挙は、会長、副会長、理事、評議員、ならびに監事をもって構成する会長選挙会（以下、選挙会といい、また構成員を選挙人という）において行う。

第3条 選挙会は、会長がこれを招集して座長となる。

第4条 選挙会は、2分の1以上の選挙人が出席するときに成立するものとする。

第5条 選挙は、次の手続きにしたがって行う投票によるものとし、投票は全て無記名とする。

(1) 個人会員を対象として、文書により会長選挙の告示を行い、候補者の推薦を単記で求める依頼を全個人会員に行い、2ヶ月以内に推薦された個人会員を、選挙会に推薦数を伏せて候

補者として公表し、会長候補とする。

(2) 選挙人は、個人会員を対象として2名以内の推薦投票を行い、得票者全員を会長候補者として、第1号の会長候補者に加え、全会長候補者とする。なお、各候補者の得票数を公表しないものとする。

(3) 前号の候補者を対象として3名連記の投票を行い、上位5名の候補者を選出する。なお、各候補者の得票数を公表しないものとする。

(4) 前号によって選出された5名の候補者を対象として3名連記の投票を行い、上位3名の候補者を選出する。

(5) 第3号および第4号の投票において、選出数の下位に同点者があるため、選出すべき候補者を確定できないときは、同点者のみを対象として単記の投票を行い、これを確定する。この投票によってもなお同点者があって確定で

きないときは年長者を優先する。

- (6) 第3号および第4号の投票において、所定数の連記がされていない投票および同一人を連記した投票は、その投票全部を無効とする。
- (7) 第4号によって選出された3名の候補者は、抱負表明書（A4で1枚程度、様式自由）を所定期間内に学会事務局へ提出する。学会事務局は、3名の抱負表明書および投票用紙を選挙人に郵送する。
- (8) 3名の候補者を対象として単記の投票を行い、有効投票の過半数を得た候補者を会長とする。投票は所定の投票用紙の郵送による。
- (9) 前号の投票の結果、過半数の票を得た候補がないときは、上位得票者2名を対象として単記の所定の投票用紙の郵送による投票を行い、得票多数の候補者を会長とする。ただし、得

票が同数の時は、年長者を会長とする。

- (10) 第8号の投票の結果、1位の候補者の得票が過半数に達せず、かつ下位2名の得票が同数となったときは、この2名のみを対象として単記の所定の投票用紙の郵送による投票を行い、1名にしぼる。この投票の結果、得票が同数となったときは、年長者を優先する。以上によって決定した1名の候補者を1位の候補者に加えて、第9号の投票の対象とする。

第6条 この細則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 この細則による選挙に支障が生じたときの措置は、選挙会が決定する。

附則：第4条において、会長がやむを得ない事由による欠席と判断した場合は当該者を選挙人から除く。